

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

公 告

○老人福祉法の規定により改善に必

要な措置を採るべきことを命じた
件
正 誤
○平成二十年五月七日付け定例千九百七十六号中

三〇三

公 告

公告第二百四十八号

老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。)第二十九条第八項の規定により、次のとおり改善に必要な措置を採るべきことを命じた。

平成二十年五月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 命令を受けた有料老人ホームの設置者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 有限会社ワールドアシスタンス
 - 2 主たる事務所の所在地 福島県いわき市平字四町目十八 総和ビル二階
 - 三 命令年月日 平成二十年五月二日
 - 四 命令の内容 有料老人ホームの入居者の処遇に關し不当な行為及びその運営に關し入居者の利益を害する行為をしないこと。
 - 五 命令の原因となつた事実 福島県いわき市平字南町四十八番地のビル二階に法第二十九条第一項に規定する福島県知事への届出を行わず設置した有料老人ホーム「シルバレジデンス」内に、平成十九年九月、介護の必要な状態にある入居者六名を置き去りにしたまま施設を放棄した。

(高齢福祉課)

正 誤

ページ 段 行 正 誤

○平成二十年五月七日付け定例第九百七十六号中

二九五	下	前から	Contact point for the notice :	Contact point : for the notice
二五				